

## NO！ 特定秘密保護法！

朝日新聞社は9、10日の両日、全国定例世論調査（電話）を実施した。特定秘密保護法案の賛否について聞いたところ、賛成は30%で反対の42%の方が多かったと報じている。また、特定秘密保護法ができることで、秘密情報の範囲が広がって行く不安を感じる人は68%にのぼったとも報じている。

### 曖昧な特定秘密の定義

この法案の問題点は多くの識者に指摘されているが、最も危険なのは「特定秘密」の定義が曖昧なことだ。法律案では、「防衛」「外交」「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」「テロ活動防止」を対象として掲げ、「漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要な未公開の情報」を「特定秘密」として行政機関の長が指定することになっている。だが、「安全保障に著しく支障を与えるおそれ」というのはどういう状況なのか、どこまでが著しくないのか、など明確な線引きが法律では明らかではない。行政機関の長、つまり大臣が指定したものが自動的に全て「特定秘密」となってしまう可能性が懸念されているのだ。

### 特定秘密、まず40万件？

11月上旬、大手メディアはそろって、政府が特定秘密保護法案が成立した後、まず40万件の情報を「特定秘密」に指定する方針だと報じた。2007年に政府が作った秘密基準である「特別管理秘密」をそのまま「特定秘密」に横滑りさせる、というのである。「特定」とは読んで字のごとく「特に定めるもの」。それが40万件にも及ぶと聞けば、誰しも首をかしげざるを得ないのではないだろうか。すでに原発や放射能汚染に関する情報が「テロリズムの防止に関する事項」にされるとの懸念があるし、森大臣はTPP関連情報についても秘密に当たる可能性を示唆しているという。

### 「国民の知る権利の侵害」等というレベルの話ではない！

この問題は民主主義国家とは何か、政府と国民との関係はどうあるべきかという問題に大きく関係してくる事柄ではないだろうか。突き詰めれば、政府は国民に対して説明責任を負っていると考えていいだろう。安全保障や外交上、国家として秘密を守ることが重要であることは間違いない。だが、その一方で、国民に対する説明責任を保つこともさらに重要なことだろう。かつて日本には軍機保護法という法律があった。軍事機密を守る目的だったが、太平洋戦争の前に大幅改正。当時の政権は「危険な運用はしない」と明言していたものの、秘密の範囲は拡大し、言論統制につながった。今回の「特定秘密保護法」も、おなじ危うさをはらんでいないだろうか。拙速な法案成立には「NO」の声を上げようではないか。